

日本スポーツ精神医学会認定

メンタルヘルス運動アドバイザー資格について

■資格創設の経緯

近年の社会的潮流として、職域でのメンタルヘルス対策の強化、身体活動不足とメンタル不調の関連への注目、健康経営の広がりなどから、産業保健領域における「運動の活用」への注目度が高まっています。そこで、本学会では職域メンタルヘルス対策に携わる者を主な対象として、入門編資格として日本スポーツ精神医学会認定「メンタルヘルス運動アドバイザー」を創設することとなりました。

■資格の定義

メンタルヘルス運動アドバイザーは、「精神医学および運動の基礎知識を有し、心の健康増進および疾病予防の観点から、科学的根拠に基づいた運動活用について助言できる者」として本学会が認定する資格です。継続的な自己研鑽及び情報の更新を目的に、本学会員として継続的に活動する専門職を対象とした資格です。

■資格申請要件

- ①本学会の学会員であること（資格申請時に学会入会手続きを行う者を含む）
- ②本学会が主催する資格認定講習会を修了したこと
- ③メンタルヘルス対策を実践する専門職資格を有すること

（医師、保健師、看護師、公認心理師、精神保健福祉士、衛生管理者、健康運動指導士およびそれに準ずる資格） *前記以外の資格を保有する専門職については、資格申請可能か事前にお問い合わせください。

■資格更新

資格認定講習会を受講した年の2年後の12月末日までが資格の有効期限となります。

（例：2026年8月に受講→2028年12月末日までの資格認点）

2年間のうち学会総会参加1回以上参加することで、資格更新が可能となります。その他の資格更新方法については、別途ご案内させていただきます。